

令和3年度第1回 独立行政法人労働者健康安全機構契約監視委員会〔概要〕

開催日時	令和3年6月18日 11:10～13:10
委員	山本 勲 (慶應義塾大学商学部教授) 田極 春美 (三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)主任研究員) 竹内 啓博 (公認会計士) 遠藤 和夫 (独立行政法人労働者健康安全機構監事) 藤川 裕紀子 (独立行政法人労働者健康安全機構監事(非常勤))
審議事項	1. 令和3年1月から令和3年3月までに締結した契約の点検・見直しについて
議事概要	<p>1. 契約の点検・見直しについて</p> <p>令和3年1月から令和3年3月までに締結した契約(559件)について、競争性の確保、コスト削減等の観点から点検すべき案件として選定した契約案件(7件)について審議。</p> <p>【主な指摘事項】</p> <p>○随意契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「Ⅱ期棟増築に係る放射線科情報システム改修等業務」及び「Ⅱ期棟増築に係る基幹システム改修等業務」について、既存のシステムの改修及び移設を導入業者で行った今回の調達はやむを得ないものと思料される。 ・「ロビーチェア一式の調達」について、新型コロナウイルス感染症対策(院内発生・拡大防止)として緊急に代替使用可能なロビーチェアを調達する必要性が認められることから、今回の調達はやむを得ないものと思料される。 <p>なお、他者の見積書を徴取する余地はあったのではないかと疑問が残る。</p> <p>○一者応札・応募</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「医薬品1品目」について、周辺に地場卸業者がなく、アルフレッサ(株)、(株)スズケン及び東邦薬品(株)の3社が指名停止期間中に応札可能な業者は1者に限られることから、一者応札はやむを得ないものと思料される。しかしながら、①予定価格の算出のために指名停止業者から参考見積書を徴取するという取り扱い及び②最終的に指名停止業者と随意契約となった取り扱いについては疑問が残る。 ・「放射線疫学システムデータ検証事業」について、他業者への更なる声掛けを行い、案件名及び仕様書から事業内容や業務量等が把握できるように参考意見の徴取が必要と考える。 <p>また、今回は実施しなかった入札説明会の開催を実施することで、より多くの業者が参加できるよう努めること。</p> <p>さらには、予定価格作成において、業者からの見積書等を参考とする場合、詳細な内訳を確認し、合理的な積算を心掛ける必要がある。</p>